延岡市広告事業審査会の設置に関する要綱

（目的）

第１条　この要綱は、延岡市広告事業実施要綱（平成20年10月20日施行）の規定に基づく広告（以下「掲載広告」という。）についての審査を行い、公正で信頼される市政の推進に資することを目的とする。

（設置）

第２条　前条の目的を達成するため、延岡市広告事業審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第３条　審査会は、第１条の目的を達成するため、次に掲げる事項をつかさどる。

（１）　広告主の決定に関する事項

（２）　掲載広告の内容及びデザインの審査に関する事項

（３）　その他事業の実施に関し市長が必要と認める事項

（組織）

第４条　審査会は、会長、副会長及び委員で組織する。

２　会長は、総務部長をもって充て、会務を総理する。

３　副会長は、広告媒体を所管する課・室長をもって充て、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

４　委員は、総務課長、情報管理課長、広告媒体を所管する課・室長をもって充てる。

５　委員は、審査会の議決をもって増やすことができる。

（会議）

第５条　審査会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

２　会議は、委員の２分の１以上が出席しなければ開くことができない。

３　会議の開催が困難な場合は、書面をもって開催に代えることができる。

（庶務）

第６条　審査会の庶務は、広告媒体を所管する課・室において行う。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成20年10月20日から施行する。

第８条　広告取扱業者は、指名競争入札により選定する。
２　前項の指名競争入札に関し、必要となる事項は、市が別に定める。

（広告掲載の申込み）
第9条　広告主は、あらかじめ広告取扱業者を通じて、延岡市ホームページ広告掲載申込書（様式第１号）に掲載しようとする広告の原稿等を添付して、市に申し込むものとする。

（広告掲載の承諾）
第１０条　市は、前条の申込書の提出を受けたときは、速やかに広告掲載に係る承諾の可否を決定するため、延岡市広告事業審査会（以下「審査会」という。）を開催するものとする。この場合において、審査会の開催が困難な場合は、書面をもって開催に代えることができる。
２　市は、前項の審査会の審査の結果、適当と認める場合には、ホームページへの広告掲載について承認するものとし、その結果を、広告取扱業者を通じて広告掲載の申込みをした者に通知（様式第２号）するものとする。
３　市は、前項の広告掲載に係る承諾をした後の事情変更等により、広告物の内容、デザイン等（以下「広告物の内容等」という。）が第２条に規定する基準に抵触し、又はそのおそれがあると認めるときは、広告主または広告取扱業者に対し広告物の内容等の変更を求めることができる。

（広告掲載後の変更）
第１１条　広告主は、広告掲載後において広告内容を変更しようとするときは、あらかじめ広告取扱業者を通じて広告掲載変更等届書（様式第３号）により届け出るものとする。
２　市は、前項の規定による届出を受けたときは、前条第１項を準用する。審査の結果、適当と認める場合には、その結果を、広告取扱業者を通じて広告主に通知（様式第４号）するものとする。

（広告掲載後の取下げ）
第１２条　広告主又は広告取扱業者は、広告掲載を取下げるときは、ホームページ広告掲載変更等届（様式第３号）を市へ提出するものとする。
２　前項の場合において、既に納入された広告取扱業者との契約金額（以下「契約金額」という。）は、返還しない。
３　市は、第１項の規定による届出を受けたときは、広告取扱業者を通じて広告主に通知（様式第４号）するものとする。

（広告掲載料）
第１３条　広告の掲載料（以下「広告掲載料」という。）は、広告取扱業者が定める。
２　広告主は、広告取扱業者が定める手続きに従い、広告取扱業者に広告掲載料を支払うものとする。

（契約金額の返還）
第１４条　広告主または広告取扱業者の責めに帰すことができない事由により広告掲載を中止し、または広告掲載に係る契約を解除したときは、掲載しなかった日数に応じて、契約金額に基づき、日割り計算により算出した金額を返還する。ただし、当該広告を掲載しなかった期間が１ヶ月単位につき１日未満の場合は、契約金額は返還しないものとする。

延岡市ホームページ広告取扱要領

（趣旨）

第１条　この要領は、延岡市広告事業実施要綱（平成20年10月20日施行。以下「要綱」という。）の規定に基づき、本市のホームページ（以下「ホームページ」という。）に対する広告物の掲載（以下「広告掲載」という。）に係る事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（広告掲載の基準）

第２条　ホームページに掲載する広告物及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容は、要綱及び別に定める延岡市ホームページ広告掲載基準に適合するものでなければならない。

（広告掲載の位置等）

第３条　ホームページの中の広告掲載の位置、枠数等はホームページの目的を妨げない限度において、本市が定めるものとする。

（広告掲載の優先順位）

第４条　広告掲載希望者が、前条により市が定めた枠数を超えるときは、要綱第７条により順位を決定する。なお、同順位のものの中では、掲載希望月数の多いものや地域性等を考慮して決定することができる。

２　前項の規定によっても、広告掲載希望者が前条により市が定めた枠数を超えるときは、抽選により決定することができる。

（広告物の制作及び経費負担）

第５条　広告物の原稿データは、広告主（要綱第２条第４項に規定する広告主をいう。以下同じ。）が経費を負担するものとし、広告主又は広告取扱業者（同条第５項に規定する広告取扱業者をいう。以下同じ。）は、市の指定する仕様に従って制作し、市に提出するものとする。

（広告の掲載期間）

第６条　広告掲載の期間（以下「掲載期間」という。）は、１ヶ月単位とし、３ヶ月を基本とする。

２　広告掲載を開始する日（以下「広告掲載開始日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の初日とする。

３　広告掲載を終了する日（以下「広告掲載終了日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の末日とする。

４　前２項の規定にかかわらず、広告掲載開始日及び広告掲載終了日が土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に基づく休日又は１２月２９日から翌年の１月３日までの日に当たる場合は、市が別に定める。

（広告の募集）

第７条　広告の募集は、広告取扱業者が行うものとする。

（広告取扱業者の選定）

2　前項の規定にかかわらず、次に掲げる理由により、市ホームページの運営を一時停止した場合は、契約金額は返還しないものとする。ただし、一時停止の期間が２日を超える場合は、前項の規定に準じて算出した額を返還する。

（１）　機器等の保守又は工事を行う場合

（２）　天災、その他の非常事態が発生した場合

3　前２項の規定により返還する場合には、利子を付さないものとする。

（委任）

第１５条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成 20 年 10 月 20 日から施行する。

延岡市ホームページ広告掲載基準

（趣旨）

1　この基準は、延岡市ホームページ広告取扱要領第２条に規定する基準を定めるものである。

（広告物の形式）

2　掲載する広告物は、バナー広告とする。

（サイズ、画像形式、容量）

3　掲載する広告物のサイズ等は、特に指定のない限り、以下の基準によるものとする。

（１）サイズ　　縦５４ピクセル×横１４４ピクセル

（２）画像様式　静止画像（ＧＩＦ形式、ＪＰＥＧ形式）

（３）容量　　１００ＫＢ以内

（禁止表現）

4　次の表現を含む広告物は、閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるため、掲載しない。

（１）「はい」「いいえ」「開く」「閉じる」「キャンセル」などのボタン

（２）アラートマーク

（３）ラジオボタン

（４）テキストボックス（テキスト入力が可能なように見えるもの）

（５）プルダウンメニュー（下部に選択肢があるようにみえるもの）

（市の掲載情報との区分）

5　次の表現を含む広告物は、閲覧者が市の掲載情報の一部であるかのように混同するおそれがあるため、掲載しない。

（１）ホームページのコンテンツと類似の色調及び字体を使用するもの。

（２）「消費生活相談」「育児指導」「高齢者の生活ガイド」など、市政を連想させる分野において一般的な表現を用いるなど、ホームページ閲覧者が延岡市の事業と誤解しやすいもの。

（色調）

6　広告物の色調については、ホームページ全体の調和を損なわないようにするため、次の基準によることとする。

（１）文字色と背景色のコントラストを考慮するとともに、背景に画像、写真、模様等を使用するときは文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮する。

（２）金銀色、蛍光色は使用不可とし、原色を使用する場合は、彩度、明度を概ね６０以下に抑えるなど、目立つことを重視するあまり極端な色使いをしないこと。

（解像度）

7　広告物の文字、写真、イラスト等の解像度については適切な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならないこととする。

様式第１号（第９条関係）

ホームページ広告掲載申込書

年　　月　　日

延岡市長　様

延岡市広告事業における広告掲載を次の通り申請します。

広告掲載申請者	所在地		〒		
	名称（フリガナ）		印		
	代表者氏名（フリガナ）				
	業種				
	担当者	部署・氏名（フリガナ）			
		電話番号		FAX	
		Eメール			

広告媒体	延岡市のホームページ
掲載希望期間	年　　月から　　年　　月まで（　　カ月）
広告内容	
その他	申し込みに当たっては、延岡市広告事業実施要綱、延岡市ホームページ広告取扱要領及び延岡市ホームページ広告掲載基準に同意し、その内容を遵守します。

様式第２号（第10条関係）

第　　号
年　　月　　日

ホームページ広告掲載可否決定通知書

様

延岡市長　　首　藤　正　治

年　　月　　日付けで申請のありましたホームページ広告掲載につきまして、下記のとおり決定しましたので、お知らせいたします。

記

１、決定区分　　□　掲載する
　　□　掲載しない
　　理由

２、条　　件　　延岡市広告事業実施要綱、延岡市ホームページ広告取扱要領及び延岡市ホームページ広告掲載基準を遵守すること。

様式第３号（第１１条第１項及び第１２条第１項関係）

年　　月　　日

ホームページ広告掲載変更等届

延岡市長　首　藤　正　治　様

所　在　地

名　　称　　印

代表者氏名

年　　月　　日付け　第　　号で許可されたホームページへの広告載につきまして、下記のとおり（変更・取下げ）したいので届出ます。

記

１、理　　由

２、変更内容

３、原稿、その他資料等（変更の場合）

様式第４号（第１１条第２項及び第１２条第３項関係）

第　　号
年　　月　　日

ホームページ広告掲載変更等決定通知書

様

延岡市長　首　藤　正　治

年　　月　　日付けホームページ広告掲載変更等届による申出につきまして、下記のとおり決定しましたので、お知らせいたします。

記

決定区分　　□　（変更・取下げ）を許可します。
なお、取下げの場合の契約金額については、延岡市ホームページ広告取扱要領第１２条の規定により返還いたしません。

□　変更を掲載しません
理　　由

日付：平成20年7月1日

ダウンロード

○鉄道事業法

（目的）

第一条　この法律は、鉄道事業等の運営を適正かつ合理的なものとすることにより、輸送の安全を確保し、鉄道等の利用者の利益を保護するとともに、鉄道事業等の健全な発達を図り、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「鉄道事業」とは、第一種鉄道事業、第二種鉄道事業及び第三種鉄道事業をいう。

2　この法律において「第一種鉄道事業」とは、他人の需要に応じ、鉄道（軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道及び同法が準用される軌道に準ずべきものを除く。以下同じ。）による旅客又は貨物の運送を行う事業であつて、第二種鉄道事業以外のものをいう。

3　この法律において「第二種鉄道事業」とは、他人の需要に応じ、自らが敷設する鉄道線路（他人が敷設した鉄道線路であつて譲渡を受けたものを含む。）以外の鉄道線路を使用して鉄道による旅客又は貨物の運送を行う事業をいう。

4　この法律において「第三種鉄道事業」とは、鉄道線路を第一種鉄道事業を経営する者に譲渡する目的をもつて敷設する事業及び鉄道線路を敷設して当該鉄道線路を第二種鉄道事業を経営する者に専ら使用させる事業をいう。

5　この法律において「索道事業」とは、他人の需要に応じ、索道による旅客又は貨物の運送を行う事業をいう。

6　この法律において「専用鉄道」とは、専ら自己の用に供するため設置する鉄道であつて、その鉄道線路が鉄道事業の用に供される鉄道線路に接続するものをいう。

（許可）

第三条　鉄道事業を経営しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2　鉄道事業の許可は、路線及び鉄道事業の種別（前条第一項の鉄道事業の種別をいう。以下同じ。）について行う。

3　第一種鉄道事業及び第二種鉄道事業の許可は、業務の範囲を旅客運送又は貨物運送に限定して行うことができる。

4　一時的な需要のための鉄道事業の許可は、期間を限定して行うことができる。

日付：平成20年7月1日

ダウンロード

○道路運送法

（目的）

第一条　この法律は、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）と相まつて、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、並びに道路運送の分野における利用者の需要の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、輸送の安全を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律で「道路運送事業」とは、旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業及び自動車道事業をいう。

２　この法律で「自動車運送事業」とは、旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業をいう。

３　この法律で「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業であつて、次条に掲げるものをいう。

４　この法律で「貨物自動車運送事業」とは、貨物自動車運送事業法による貨物自動車運送事業をいう。

５　この法律で「自動車道事業」とは、一般自動車道を専ら自動車の交通の用に供する事業をいう。

６　この法律で「自動車」とは、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）による自動車をいう。

７　この法律で「道路」とは、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路及びその他の一般交通の用に供する場所並びに自動車道をいう。

８　この法律で「自動車道」とは、専ら自動車の交通の用に供することを目的として設けられた道で道路法による道路以外のものをいい、「一般自動車道」とは、専用自動車道以外の自動車道をいい、「専用自動車道」とは、自動車運送事業者（自動車運送事業を経営する者をいう。以下同じ。）が専らその事業用自動車（自動車運送事業者がその自動車運送事業の用に供する自動車をいう。以下同じ。）の交通の用に供することを目的として設けた道をいう。

（種類）

第三条　旅客自動車運送事業の種類は、次に掲げるものとする。

一　一般旅客自動車運送事業（特定旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業）

イ　一般乗合旅客自動車運送事業（乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）

ロ　一般貸切旅客自動車運送事業（一個の契約により国土交通省令で定める乗車定員以上の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）

ハ　一般乗用旅客自動車運送事業（一個の契約によりロの国土交通省令で定める乗車定員未満の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）

二　特定旅客自動車運送事業（特定の者の需要に応じ、一定の範囲の旅客を運送する旅客自動車運送事業）

（一般旅客自動車運送事業の許可）

第四条　一般旅客自動車運送事業を経営しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

２　一般旅客自動車運送事業の許可は、一般旅客自動車運送事業の種別（前条第一号イからハまでに掲げる一般旅客自動車運送事業の別をいう。以下同じ。）について行う。

○航空法

（この法律の目的）

第一条　この法律は、国際民間航空条約の規定並びに同条約の附属書として採択された標準、方式及び手続に準拠して、航空機の航行の安全及び航空機の航行に起因する障害の防止を図るための方法を定め、並びに航空機を運航して営む事業の適正かつ合理的な運営を確保して輸送の安全を確保するとともにその利用者の利便の増進を図ることにより、航空の発達を図り、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「航空機」とは、人が乗つて航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機及び飛行船その他政令で定める航空の用に供することができる機器をいう。

２　この法律において「航空業務」とは、航空機に乗り組んで行うその運航（航空機に乗り組んで行う無線設備の操作を含む。）及び整備又は改造をした航空機について行う第十九条第二項に規定する確認をいう。

３　この法律において「航空従事者」とは、第二十二条の航空従事者技能証明を受けた者をいう。

４　この法律において「航空保安施設」とは、電波、灯光、色彩又は形象により航空機の航行を援助するための施設で、国土交通省令で定めるものをいう。

５　この法律において「着陸帯」とは、特定の方向に向つて行う航空機の離陸（離水を含む。以下同じ。）又は着陸（着水を含む。以下同じ。）の用に供するため設けられる飛行場内の矩形部分をいう。

６　この法律において「進入区域」とは、着陸帯の短辺の両端及びこれと同じ側における着陸帯の中心線の延長三千メートル（ヘリポートの着陸帯にあつては、二千メートル以下で国土交通省令で定める長さ）の点において中心線と直角をなす一直線上におけるこの点から三百七十五メートル（計器着陸装置を利用して行なう着陸又は精密進入レーダーを用いてする着陸誘導に従つて行なう着陸の用に供する着陸帯にあつては六百メートル、ヘリポートの着陸帯にあつては当該短辺と当該一直線との距離に十五度の角度の正切を乗じた長さに当該短辺の長さの二分の一を加算した長さ）の距離を有する二点を結んで得た平面をいう。

７　この法律において「進入表面」とは、着陸帯の短辺に接続し、且つ、水平面に対し上方へ五十分の一以上で国土交通省令で定める勾（こう）配を有する平面であつて、その投影面が進入区域と一致するものをいう。

８　この法律において「水平表面」とは、飛行場の標点の垂直上方四十五メートルの点を含む水平面のうち、この点を中心として四千メートル以下で国土交通省令で定める長さの半径で描いた円周で囲まれた部分をいう。

９　この法律において「転移表面」とは、進入表面の斜辺を含む平面及び着陸帯の長辺を含む平面であつて、着陸帯の中心線を含む鉛直面に直角な鉛直面との交線の水平面に対する勾（こう）配が進入表面又は着陸帯の外側上方へ七分の一（ヘリポートにあつては、四分の一以上で国土交通省令で定める勾（こう）配）であるもののうち、進入表面の斜辺を含むものと当該斜辺に接する着陸帯の長辺を含むものとの交線、これらの平面と水平表面を含む平面との交線及び進入表面の斜辺又は着陸帯の長辺により囲まれる部分をいう。

１０　この法律において「航空灯火」とは、灯火により航空機の航行を援助するための航空保安施設で、国土交通省令で定めるものをいう。

１１　この法律において「航空交通管制区」とは、地表又は水面から二百メートル以上の高さの空域であつて、航空交通の安全のために国土交通大臣が告示で指定するものをいう。

１２　この法律において「航空交通管制圏」とは、航空機の離陸及び着陸が頻繁に実施される国土交通大臣が告示で指定する飛行場並びにその付近の上空の空域であつて、飛行場及びその上空における航空交通の安全のために国土交通大臣が告示で指定するものをいう。

１３　この法律において「航空交通情報圏」とは、前項に規定する飛行場以外の国土交通大臣が告示で指定する飛行場及びその付近の上空の空域であつて、飛行場及びその上空における航空交通の安全のために国土交通大臣が告示で指定するものをいう。

１４　この法律において「計器気象状態」とは、視程及び雲の状況を考慮して国土交通省令で定める視界上不良な気象状態をいう。
１５　この法律において「計器飛行」とは、航空機の姿勢、高度、位置及び針路の測定を計器にのみ依存して行う飛行をいう。
１６　この法律において「計器飛行方式」とは、次に掲げる飛行の方式をいう。
一　第十二項の国土交通大臣が指定する飛行場からの離陸及びこれに引き続く上昇飛行又は同項の国土交通大臣が指定する飛行場への着陸及びそのための降下飛行を、航空交通管制圏又は航空交通管制区において、国土交通大臣が定める経路又は第九十六条第一項の規定により国土交通大臣が与える指示による経路により、かつ、その他の飛行の方法について同項の規定により国土交通大臣が与える指示に常時従つて行う飛行の方式
二　第十三項の国土交通大臣が指定する飛行場からの離陸及びこれに引き続く上昇飛行又は同項の国土交通大臣が指定する飛行場への着陸及びそのための降下飛行を、航空交通情報圏（航空交通管制区である部分を除く。）において、国土交通大臣が定める経路により、かつ、第九十六条の二第一項の規定により国土交通大臣が提供する情報を常時聴取して行う飛行の方式
三　第一号に規定する飛行以外の航空交通管制区における飛行を第九十六条第一項の規定により国土交通大臣が経路その他の飛行の方法について与える指示に常時従つて行う飛行の方式
１７　この法律において「航空運送事業」とは、他人の需要に応じ、航空機を使用して有償で旅客又は貨物を運送する事業をいう。
１８　この法律において「国際航空運送事業」とは、本邦内の地点と本邦外の地点との間又は本邦外の各地間において行う航空運送事業をいう。
１９　この法律において「国内定期航空運送事業」とは、本邦内の各地間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機により行う航空運送事業をいう。
２０　この法律において「航空機使用事業」とは、他人の需要に応じ、航空機を使用して有償で旅客又は貨物の運送以外の行為の請負を行う事業をいう。
（許可）
第百条　航空運送事業を経営しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
２　前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二　航空機の運航及びこれを行うために必要な整備に関する事項、国際航空運送事業を経営するかどうかの別その他国土交通省令で定める事項に関する事業計画
３　第一項の許可の申請をする者は、国際航空運送事業を経営しようとする場合にあつては、前項第二号に掲げる事項のほか、事業計画に国土交通省令で定める国際航空運送事業に関する事項を併せて記載しなければならない。
４　第二項の申請書には、資金計画その他の国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

○土地収用法
（土地を収用し、又は
第三条　土地を収用
該当するものに
一　道路法
三号）
自動
河川又はこれらの河川に治水若しくは利水の目的をもつて設置する堤防、護岸、
水池その他の施設
三十年法律第二十九号）による砂防設
又は同法が準用される砂防のための施設
都道府県が設置する地すべり等防止法
和三十三年法律第三十号）による地すべ
くはぼた山崩壊防止施設
府県が設置する急傾斜地の崩壊による災
の防止に関する法律（昭和四十四年法律第
による急傾斜地崩壊防止施設
（大正二年法律第十六号）による運河の用供する施設
地方公共団体、独立行政法人緑資源機構、土地
良区（土地改良区連合を含む。以下同じ。）
又は独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機
が設置する農業用道路、用水路、排水路、
海岸堤防、かんがい用若しくは農作物の災害防止用
め池又は防風林その他これに準ずる施設
六　国、都道府県又は土地改良区が土地改良法（昭和
十四年法律第百九十五号）によつて行う客
土事業又は土地改良事業の施行に伴い設置する用排
若しくは地下水源の利用に関する設備
七　鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）に
鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業
又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供
施設
七の二　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援
が設置する鉄道又は軌道の用に供する施設
八　軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道
同法が準用される無軌条電車の用に供する
施設
八の二　石油パイプライン事業法（昭和四十七年法
百五号）による石油パイプライン事業の用
に供する施設
九　道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業
線を定めて定期に運行する自動車により乗
合旅客の運送を行うものに限る。）又は貨物自動
送事業法による一般貨物自動車運送事業（特
別積合せ貨物運送をするものに限る。）の用に供
施設
九の二　自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第
十六号）第三条の許可を受けて経営する自
動車ターミナル事業の用に供する施設
十　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）に
施設又は漁港漁場整備法（昭和二十五年
法律第百三十七号）による漁港施設
十の二　海岸法（昭和三十一年法律第百一号）に
保全施設
十一　航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）
航路標識又は水路業務法（昭和二十五年
法律第百二号）による水路測量標
十二　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）
飛行場又は航空保安施設で公共の用に供
するもの
十三　気象、海象、地象又は洪水その他これに類
象の観測又は通報の用に供する施設
十三の二　郵便事業株式会社が設置する郵便事業
社法（平成十七年法律第九十九号）第三条
第一項第一号に掲げる業務の用に供する施設
十四　国が電波監視のために設置する無線方位
の質の測定装置
十五　国又は地方公共団体が設置する電気通信
十五の二　電気通信事業法（昭和五十九年法律
号）第百二十条第一項に規定する認定電気
通信事業者が同項に規定する認定電気通信事
供する施設（同法の規定により土地等を使

用することができるものを除く。）

十六　放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）による放送事業[illegible]

十七　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）による一般電気事供[illegible]

事業の用に供する電気工作物

十七の二　ガス事業法（昭和二十九年法律第[illegible]

十八　水道法（昭和三十[illegible]年法律[illegible]

用水道事業[illegible]

日付：平成20年7月1日

ダウンロード

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

（用語の意義）

第二条　この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

一　キャバレーその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる営業

二　待合、料理店、カフエーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業（前号に該当する営業を除く。）

三　ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（第一号に該当する営業を除く。）

四　ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業（第一号若しくは前号に該当する営業又は客にダンスを教授するための営業のうちダンスを教授する者（政令で定めるダンスの教授に関する講習を受けその課程を修了した者その他ダンスを正規に教授する能力を有する者として政令で定める者に限る。）が客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをさせる営業を除く。）

五　喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計つた客席における照度を十ルクス以下として営むもの（第一号から第三号までに掲げる営業として営むものを除く。）

六　喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが五平方メートル以下である客席を設けて営むもの

七　まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業

八　スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの（国家公安委員会規則で定めるものに限る。）を備える店舗その他これに類する区画された施設（旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。）において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業（前号に該当する営業を除く。）

2　この法律において「風俗営業者」とは、次条第一項の許可又は第七条第一項、第七条の二第一項若しくは第七条の三第一項の承認を受けて風俗営業を営む者をいう。

3　この法律において「接待」とは、歓楽的雰囲気を醸し出す方法により客をもてなすことをいう。

4　この法律において「接待飲食等営業」とは、第一項第一号から第六号までのいずれかに該当する営業をいう。

5　この法律において「性風俗関連特殊営業」とは、店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業をいう。

6　この法律において「店舗型性風俗特殊営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

一　浴場業（公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号）第一条第一項に規定する公衆浴場を業として経営することをいう。）の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供する営業

二　個室を設け、当該個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業（前号に該当する営業を除く。）

三　専ら、性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行その他の善良の風俗又は少年の健全な育成に与える影響が著しい興行の用に供する興行場（興行場法（昭和二十三年法律第百三十七号）第一条第一項に規定するものをいう。）として政令で定めるものを経営する営業

四　専ら異性を同伴する客の宿泊（休憩を含む。以下この条において同じ。）の用に供する政令で定める施設（政令で定める構造又は設備を有する個室を設けるものに限る。）を設け、当該施設を当該宿泊に利用させる営業

五　店舗を設けて、専ら、性的好奇心をそそる写真、ビデオテープその他の物品で政令で定めるものを販売し、又は貸し付ける営業

六　前各号に掲げるもののほか、店舗を設けて営む性風俗に関する営業で、善良の風俗、清浄な風俗環境又は少年の健全な育成に与える影響が著しい営業として政令で定めるもの

7　この法律において「無店舗型性風俗特殊営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

一　人の住居又は人の宿泊の用に供する施設において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの

二　電話その他の国家公安委員会規則で定める方法による客の依頼を受けて、専ら、前項第五号の政令で定める物品を販売し、又は貸し付ける営業で、当該物品を配達し、又は配達させることにより営むもの

8　この法律において「映像送信型性風俗特殊営業」とは、専ら、性的好奇心をそそるため性的な行為を表す場面又は衣服を脱いだ人の姿態の映像を見せる営業で、電気通信設備を用いてその客に当該映像を伝達すること（放送又は有線放送に該当するものを除く。）により営むものをいう。

9　この法律において「店舗型電話異性紹介営業」とは、店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。次項において同じ。）を希望する者に対し、会話（伝言のやり取りを含むものとし、音声によるものに限る。以下同じ。）の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申込みを電気通信設備を用いて当該店舗内に立ち入らせた他の一方の者に取り次ぐことによつて営むもの（その一方の者が当該営業に従事する者である場合におけるものを含む。）をいう。

１０　この法律において「無店舗型電話異性紹介営業」とは、専ら、面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際を希望する者に対し、会話の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申込みを電気通信設備を用いて他の一方の者に取り次ぐことによつて営むもの（その一方の者が当該営業に従事する者である場合におけるものを含むものとし、前項に該当するものを除く。）をいう。

１１　この法律において「接客業務受託営業」とは、専ら、次に掲げる営業を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の一部を行うこと（当該業務の一部に従事する者が委託を受けた者及び当該営業を営む者の指揮命令を受ける場合を含む。）を内容とする営業をいう。

一　接待飲食等営業

二　店舗型性風俗特殊営業

三　飲食店営業（設備を設けて客に飲食をさせる営業で食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十二条第一項の許可を受けて営むものをいい、接待飲食等営業又は店舗型性風俗特殊営業に該当するものを除く。以下同じ。）のうち、バー、酒場その他客に酒類を提供して営む営業（営業の常態として、通常主食と認められる食事を提供して営むものを除く。以下「酒類提供飲食店営業」という。）で、日出時から午後十時までの時間においてのみ営むもの以外のもの

日付：平成20年7月4日

ダウンロード

○学校教育法

〔学校の範囲〕

第一条　この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

〔専修学校〕

第百二十四条　第一条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。）は、専修学校とする。

一　修業年限が一年以上であること。

二　授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。

三　教育を受ける者が常時四十人以上であること。

〔各種学校〕

第百三十四条　第一条に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び第百二十四条に規定する専修学校の教育を行うものを除く。）は、各種学校とする。

②　第四条第一項、第五条から第七条まで、第九条から第十一条まで、第十三条、第十四条及び第四十二条から第四十四条までの規定は、各種学校に準用する。この場合において、第四条第一項中「次の各号に掲げる学校の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者」とあるのは「市町村の設置する各種学校にあつては都道府県の教育委員会、私立の各種学校にあつては都道府県知事」と、第十条中「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事に」とあるのは「都道府県知事に」と、第十三条中「第四条第一項各号に掲げる学校」とあるのは「市町村の設置する各種学校又は私立の各種学校」と、「同項各号に定める者」とあるのは「都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、同条第二号中「その者」とあるのは「当該都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、第十四条中「大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事」とあるのは「市町村の設置する各種学校については都道府県の教育委員会、私立の各種学校については都道府県知事」と読み替えるものとする。

③　前項のほか、各種学校に関し必要な事項は、文部科学大臣が、これを定める。

○医療法

〔医業、歯科医業に関する広告の制限〕

第六条の五　医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関しては、文書その他いかなる方法によるを問わず、何人も次に掲げる事項を除くほか、これを広告してはならない。

一　医師又は歯科医師である旨

二　診療科名

三　病院又は診療所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項並びに病院又は診療所の管理者の氏名

四　診療日若しくは診療時間又は予約による診療の実施の有無

五　法令の規定に基づき一定の医療を担うものとして指定を受けた病院若しくは診療所又は医師若しくは歯科医師である場合には、その旨

六　入院設備の有無、第七条第二項に規定する病床の種別ごとの数、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者の員数その他の当該病院又は診療所における施設、設備又は従業者に関する事項

七　当該病院又は診療所において診療に従事する医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の氏名、年齢、性別、役職、略歴その他のこれらの者に関する事項であつて医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの

八　患者又はその家族からの医療に関する相談に応ずるための措置、医療の安全を確保するための措置、個人情報の適正な取扱いを確保するための措置その他の当該病院又は診療所の管理又は運営に関する事項

九　紹介をすることができる他の病院若しくは診療所又はその他の保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者の名称、これらの者と当該病院又は診療所との間における施設、設備又は器具の共同利用の状況その他の当該病院又は診療所と保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に関する事項

十　診療録その他の診療に関する諸記録に係る情報の提供、前条第三項に規定する書面の交付その他の当該病院又は診療所における医療に関する情報の提供に関する事項

十一　当該病院又は診療所において提供される医療の内容に関する事項（検査、手術その他の治療の方法については、医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるものに限る。）

十二　当該病院又は診療所における患者の平均的な入院日数、平均的な外来患者又は入院患者の数その他の医療の提供の結果に関する事項であつて医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの

十三　その他前各号に掲げる事項に準ずるものとして厚生労働大臣が定める事項

2　厚生労働大臣は、医療に関する専門的科学的知見に基づいて前項第七号及び第十一号から第十三号までに掲げる事項の案並びに第四項に規定する基準の案を作成するため、診療に関する学識経験者の団体の意見を聴かなければならない。

3　第一項各号に掲げる事項を広告する場合においても、その内容が虚偽にわたつてはならない。

4　第一項各号に掲げる事項を広告する場合には、その内容及び方法が、医療に関する適切な選択に関し必要な基準として厚生労働省令で定めるものに適合するものでなければならない。

〔助産師の業務等に関する広告の制限〕

第六条の七　助産師の業務又は助産所に関しては、文書その他いかなる方法によるを問わず、何人も次に掲げる事項を除くほか、これを広告してはならない。

一　助産師である旨

二　助産所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項並びに助産所の管理者の氏名

三　就業の日時又は予約による業務の実施の有無

四　入所施設の有無若しくはその定員、助産師その他の従業者の員数その他の当該助産所における施設、設備又は従業者に関する事項

五　当該助産所において業務に従事する助産師の氏名、年齢、役職、略歴その他の助産師に関する

事項であつて医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの

六　患者又はその家族からの医療に関する相談に応ずるための措置、医療の安全を確保するための措置、個人情報の適正な取扱いを確保するための措置その他の当該助産所の管理又は運営に関する事項

七　第十九条に規定する嘱託する医師の氏名又は病院若しくは診療所の名称その他の当該助産所の業務に係る連携に関する事項

八　助産録に係る情報の提供その他の当該助産所における医療に関する情報の提供に関する事項

九　その他前各号に掲げる事項に準ずるものとして厚生労働大臣が定める事項

2　前項各号に掲げる事項を広告する場合においても、その内容が虚偽にわたつてはならない。

3　第一項各号に掲げる事項を広告する場合には、その内容及び方法が、助産に関する適切な選択に関し必要な基準として厚生労働省令で定めるものに適合するものでなければならない。

日付：平成20年7月1日

ダウンロード

○あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律

〔広告の制限〕

第七条　あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業若しくはきゅう業又はこれらの施術所に関しては、何人も、いかなる方法によるを問わず、左に掲げる事項以外の事項について、広告をしてはならない。

一　施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所

二　第一条に規定する業務の種類

三　施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項

四　施術日又は施術時間

五　その他厚生労働大臣が指定する事項

②　前項第一号乃至第三号に掲げる事項について広告をする場合にも、その内容は、施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたつてはならない。

日付：平成20年7月1日

ダウンロード

○柔道整復師法

（広告の制限）

第二十四条　柔道整復の業務又は施術所に関しては、何人も、文書その他いかなる方法によるを問わず、次に掲げる事項を除くほか、広告をしてはならない。

一　柔道整復師である旨並びにその氏名及び住所

二　施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項

三　施術日又は施術時間

四　その他厚生労働大臣が指定する事項

2　前項第一号及び第二号に掲げる事項について広告をする場合においても、その内容は、柔道整復師の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたつてはならない。